

地震自動解錠鍵ボックス設置業務仕様書

1. 名称

地震自動解錠鍵ボックス設置業務

2. 設置物品

(1) 品名 地震自動解錠鍵ボックス

(2) 数量 8 台

3. 納品（設置）場所

No.	施設名	住所
1	木津元村集会所	鳴門市撫養町木津 1123-2
2	黒崎地区コミュニティセンター	鳴門市撫養町黒崎字清水 86-2
3	川東公民館	鳴門市撫養町立岩字内田 63-2
4	里浦公民館	鳴門市里浦町里浦字花面 535-2
5	鳴門公民館	鳴門市鳴門町高島字北 86
6	瀬戸公民館	鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り 壱 86-4
7	堀江公民館	鳴門市大麻町大谷字梶原 18
8	板東公民館	鳴門市大麻町板東字宝蔵 103-1

4. 一般事項

- (1) 設置する本品は、地震発生時における迅速な対応のため、指定された震度以上の地震を感知した場合には、ただちに本体の施錠を自動的に開錠する構造を有するものとする。また、開錠後は所定の操作により扉を開放し、収納された施設の鍵等を取り出すことができる箱型の機器であること。
- (2) 本品の開錠については、無電源で自動解錠する機能を備えていること。
- (3) 本品ボックス内部にはキーフックを備えており、複数本の鍵が収納可能であること。
- (4) 本品は、外部からの衝撃や、指定震度に満たない地震で容易に解錠しない構造であること。
- (5) 本品は、腐食しにくく、雨水等がボックス内部に容易に浸水しない構造であること。

5. 仕様詳細

(1) 鍵ボックス

項 目	仕 様	説 明
型 式	壁掛式屋外型	堅牢な壁又は柱に固定
材 質	箱体・扉：ステンレス	ただし基板は鉄
鉄板厚さ	ボックス本体：1.2mm 程度 扉：1.5mm 程度	
外形寸法	400W×500H×200D 程度	
重 量	14.5kg 程度	
装飾色	クリーム系色	
ハンドル	平面ハンドル（防水）	
キ ー	シリンダー型 <u>※タキゲン製造株式会社製の鍵番号「FF1522」が 使用できること</u>	

(2) センサー

項 目	仕 様	説 明
型 式	全機械式	
感震方式	振り子式	
駆動方式	引きばね式（牽引力 1.75kg 程度）	
感知方向	水平全方向	
作動加速度	計測震度 4.5（震度階級 5 弱）以上で作動	震度 5 弱、震度 5 強、震度 6 弱の 指定が可能
取付場所	鍵ボックス内 基盤上 垂直取付	
材 質	ステンレス（主要部）及び鉄（カバー・錘・リセッ ト金物等）	
外形寸法	150W×250H×110D 程度	
重 量	2.85kg 程度	

<参考該当品>

【製品名】標準型 地震解錠ボックス（LM型） 【会社名】株式会社 エス・アイ・シー

6. 納品（設置）について

- （１）鍵ボックス扉の外部に「かぎ保管庫」と表示された蓄光プレートを取り付けること。
- （２）全ての鍵ボックスの中に手動式 LED ライト（※１分間の手動充電で連続 15 分間以上点灯が可能であるもの）を入れて納品（設置）すること。
- （３）鍵ボックスは市が指定する施設の頑丈な建物外壁等に設置するものとし、ボルトを用いて固定すること。
- （４）取扱い上の注意点等をボックス内部に表示するか又はボックス内部に分かりやすく表示したものを入れておくこと。
- （５）鍵ボックス本体を施錠するための鍵を 3 本（施設管理者用 1 本、予備 2 本）用意し、一緒に納品すること。

7. 納品期限

令和 9 年 3 月 3 1 日（水）

ただし、納品（設置）にあたっては、あらかじめ発注者と必ず協議を行い、日時及び納品（設置）場所を事前に確認し、当日は担当職員の指示に従い納品（設置）すること。

なお、納品及び検収を 1 日で全て実施することが困難な場合は、発注者と協議すること。

8. 納品（設置）方法

納品（設置）にあたっては、搬入作業に従事する作業員及びその担当責任者を配置すること。

9. 支払い方法

納品後、受注者は請求方法等を発注者に確認の上、速やかに請求を行うこととし、発注者は受注者からの請求後 3 0 日以内に支払いを行う。

10. その他

- （１）製作費及び搬入、設置の経費は、受注者によるものとする。
- （２）設置にあたっては、発注者と十分な打ち合わせを行い、その指示に従って設置を行うこと。
- （３）設置にあたっては、建物等をむやみに損傷しないこと。
- （４）設置後に担当者の検収を受けること。なお、設置時に不備が発見された場合や、設置後に瑕疵が発見された場合等は、速やかに適正なものと交換又は適正な状態に補修すること。
- （５）施設利用者等への安全対策を十分に行うこと。
- （６）設置にあたって発生した事故又は損傷等は全て受注者が処理すること。
- （７）この仕様書に記載のない事項について疑義が生じたときは、必ず発注者と受注者双方の協議により決定するものとする。